

八ッ場ダム住民訴訟通信-122

2017年2月10日発行

水問題の現場から…

私たちの周辺には日々止まらない公共事業＝水問題が進んでいます。そしてそれは、引き返すことのできない深刻な事態を引き起こし、私たちに降りかかってくる。私たちはまず、知ること、考えること、声を上げねばならないと思います。今回は霞ヶ浦導水事業について、元茨城県内水面水産試験場長、八ッ場ダムをストップさせる茨城の会共同代表、農学博士である濱田篤信さんに報告をお願いしました。共に考え、声を上げましょう。

霞ヶ浦導水事業差止訴訟の現状と展望

濱田 篤信

1 霞ヶ浦導水事業のとは

この事業は、新規都市用水の開発、既得用水の補完（流水の正常な機能の維持）および霞ヶ浦等の水質浄化の三つの目的を有する 1900 億円の大規模公共事業です。この三つの目的達成のために霞ヶ浦と那珂川を 43 km、霞ヶ浦と利根川を 2.5 km の地下トンネルで繋ぎ利根川と那珂川の水資源を、霞ヶ浦を貯水池として互換するもので「流況調整河川」という新しい水資源開発管理をめざすものです。

2 ホントの目的は？

建設省は、1976 年に実施計画を開始していますから、それから 40 年が経過しています。民主党政権下で一時凍結されていましたが自民政権復帰後の 2014 年 3 月に事業は再開されました。

この事業の存在を世間に知らしめたのは、昭和 45 年 11 月 26 日付の常陽新聞で「建設省、広域利水調査を実施し那珂川を視野にいたした水資源開発計画を策定」と報じたものです。昭和 47 年 3 月の県議会では「建設省が進めている導水事業を実行するしかない。久慈川、那珂川上流にダムをつくり、霞ヶ浦に一気に流し込んで霞ヶ浦をきれいにする方法をとれないか」との自民党議員の質問に対し、岩上知事が「霞ヶ浦をきれいにするために導水計画をすすめていく必要があります、51 年度以降積極的に検討していきたい」と答弁しています（昭和 47 年 3 月 9 日常陽新聞）。また県関係者の回顧録では、当初、梶山静六を初めとする自民党議員が反対であったために、まず、那珂川流域の市町村長を口説き落とし既成事実をつくって県議会を追って説得したことが明らかにされています。国・県議会議員からは「お前ら、市会議員を脅かしたな」と云われたが、巧い手順を踏んで所期の目的を達成したと述懐しています。

計画策定から 40 年が経過し、この事業の真の狙いが見え難くなっていますが、上述の情報から以下が正しいのではないかと考えています。

(1)新技術「流況調整河川」

まず、水資源開発管理の革新的技術として異水系二河川を連絡水路で結び水資源の利用を効率化する「流況調整河川技術開発」のパイオニア事業として、霞ヶ浦導水事業を構想し茨城県に働きかけたものと考えられます。

(2)浄化対策切札としての導水

前述の昭和 47 年の茨城県議会における質疑から明らかなように、建設省側からの働きかけに対して茨城県は霞ヶ浦の浄化対策として霞ヶ浦導水事業を受け入れたことがわかります。県議会の質疑から那珂川だけではなく久慈川をも視野にいたれた構想であったことが分かります。久慈川からの導水は那珂川に河口堰を建設して初めて機能するものであるから那珂川河口堰が視野にあったことも窺えます、

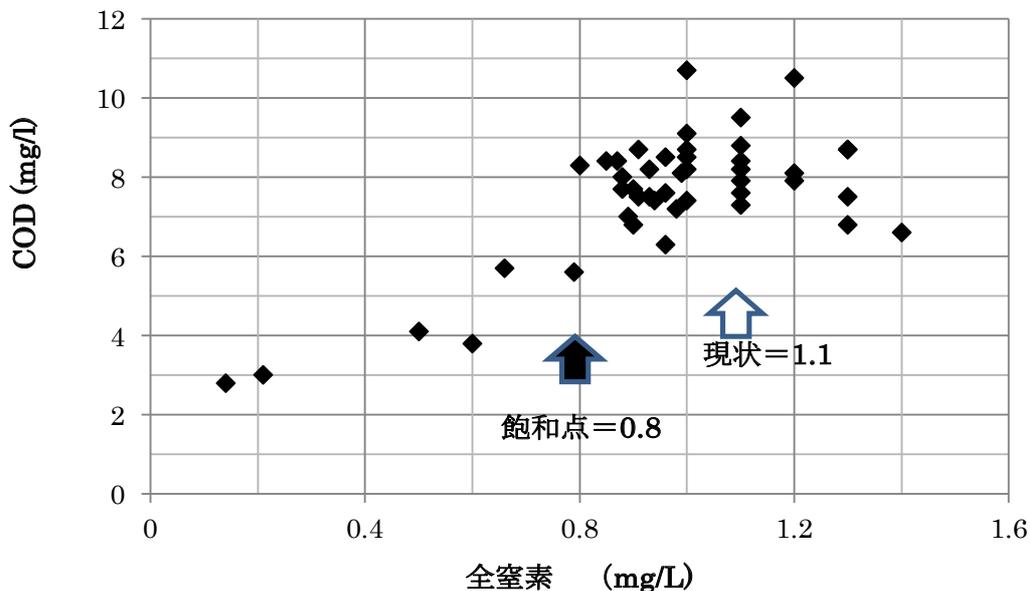
3 効果ゼロの公共事業

(1) 生物多様性基本法への抵触

霞ヶ浦導水事業の目的は、この他に新規都市用水の開発がありますが、茨城県議会では議論の対象にすらなっていませんでした、水需給の現状をみればすでに化石となっている事業です。霞ヶ浦導水事業が構想された昭和 40 年代は、未だ「公害」の時代であり、ようやく「富栄養化問題」が俎上に上った頃で「生物多様性」という概念もなく、このことが人類生存の鍵となることが理解されていませんでした。しかし、現在では、異水系間の水資源互換は生物多様性保全条約や生物多様性基本法が禁止しているところであり許されるものではありません。

(2) 水質浄化は無理

水戸地裁での審議過程では、事業効果の霞ヶ浦湖水のCOD 0.8mg/L 削減効果を示す証拠は、なにひとつ示されていませんが、浄化されないことを示す報告が幾つかあり、すでに裁判所に提出されています



最近、茨城県環境科学センターの成果発表会では、過去 30 年間の霞ヶ浦の水質変動の原因が明らかにされています (中村. 相崎:陸水学会誌 77, 13-23)。従来、霞ヶ浦の水質CODは、窒素とリンによって変動するとして「霞ヶ浦富栄養化防止条例」を制定し、窒素・リンの流入負荷削減を主たる対策としてきました。霞ヶ浦導水事業でも、那珂川河川水で希釈し窒素・リンの濃度を低減させてCODを低減させようとするモデルで予測をしています。ところが、上記の研究では、霞ヶ浦のCODを規定するのは霞ヶ浦の現状では窒素・リンではなく水中の懸濁物質 (光環境) であることを突きとめました。窒素・リンは十分存在し飽和状態にあるので (図参照)、水中への光の透過を促す水中に浮遊する物質の多寡

が第一要因であるとしています。したがって浮遊物質の少ない那珂川河川水を入れることによって光環境が改選されCODが上昇し、更なる汚染を引き起こすこととなります。

霞ヶ浦の水質変動要因は、昭和40年代までは、窒素やリンであったことは、図から伺えます。この時代には窒素やリンを低減させれば、その削減量に比例してCODを下げることができましたが、今は、それ以外の光条件、水位や湖岸の形状等の影響が大きいことが伺えます。すなわち水質変動要因は、自然や社会的条件の推移とともに変わるもので、いま、有効な対策が、次の瞬間には無効となる運命にあります。こうしたことを踏まえると巨費を投ずるハード事業は遊休状態となる危険性が高く避けなければなりません。

4 わたしたちの生活を脅かす事業

(1)水道料金への影響

霞ヶ浦開発事業による霞ヶ浦湖水の配水が、これから始まる水戸市や石岡市を初めとする地区は、霞ヶ浦導水事業完成後には、現在使用している地下水や表流水を止めて開発水を買わされることになるので、その分だけ水道料金が高くなります。現在よりも30～60%高くなるのではないかと心配されています。

(2)シジミやウナギが食べられなくなる

霞ヶ浦導水事業差止訴訟の原告は、茨城・栃木両県那珂川沿岸全八漁協です。したがって、訴訟の最大の焦点は、漁業権侵害や被害の大きさです。水戸地裁での第一審では、シジミについて、毎秒15立法メートルの取水で年間漁獲量が200～300トに低下すると予測しています。東日本対震災時に漁場周辺の地盤が20cm沈下したことで海水と河川水の混合状態が変化し2000トあった漁獲量が1000トに低下していましたので、これを基準とすると導水事業の影響は極めて大きく、場合によっては壊滅状態も想定しなければなりません。

ウナギについても利根川からの取水が全国のシラスウナギの来遊量に影響をおよぼすことが明らかになってきました。

(3)霞ヶ浦導水事業に勝利することの意義

以上のように裁判の過程で、霞ヶ浦導水事業が生物多様性や漁業に壊滅的打撃を与えることが明らかになってきました。こうした現象が、実は全国共通の現象であることも明らかになりつつあります。シジミ類についてみると宍道湖、十三湖、琵琶湖（セタシジミ）のシジミの減少原因が公共事業や開発によって引き起こされていることも見えてきました。しかし、それらの水域も含めて減少原因は、乱獲に帰され人工種苗の放流事業で資源回復を図ろうとしています。霞ヶ浦導水事業を突破口として、全国のムダな公共事業や対策から自然を回復させる真の運動が必要です。

■霞ヶ浦導水差止め請求控訴審

日時:3月2日(木)午後2時

場所:東京高等裁判所 812号法廷(千代田線「霞が関」下車)

裁判は大詰めを迎えつつあります。傍聴席を埋め尽くし、私たち市民の意思を法廷に溢れさせましょう。お願いします。

**ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛
事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯:090-4527-7768**